

(令和五年七月一日)
常滑市告示第三十二号
半田市告示第八十七号

(設置)

第1条 半田市及び常滑市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会を共同して設置する。

(名称)

第2条 この地方独立行政法人評価委員会は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構評価委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(執務場所)

第3条 委員会の執務場所は、愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の3常滑市保健センター内とする。

(組織)

第4条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、医療又は経営に関し識見を有する者のうちから、半田市長及び常滑市長が協議により定めた者について、常滑市長がこれを選任する。

3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、前項の特別の事項に関し識見を有する者のうちから、半田市長及び常滑市長が協議により定めた者について、常滑市長がこれを選任する。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、前条第3項の特別の事項に関する調査審議を終了するときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長とともに事故があるとき、又は委員長及び副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費の負担)

第8条 委員会に要する経費は、半田市及び常滑市が負担し、その負担すべき額は、半田

市長及び常滑市長の協議により定めるものとする。

2 半田市は、前項の規定による負担金を半田市長及び常滑市長が協議により定める期日までに、常滑市に納付するものとする。

(歳入歳出予算)

第9条 委員会に要する経費は、常滑市の歳入歳出予算に計上するところによる。

(決算)

第10条 常滑市長は、委員会に関する歳入歳出予算についての決算を常滑市議会の認定に付したときは、当該決算を半田市長に報告するものとする。

(監査)

第11条 常滑市長は、委員会に関する会計の監査があったときは、その結果を半田市長に報告するものとする。

(委員の報酬等)

第12条 常滑市長は、委員会の委員の報酬及び費用弁償の額を決定し、又は改正する場合は、あらかじめ半田市長と協議しなければならない。

(委員会の事務の管理及び執行に関する条例、規則及びその他の規程)

第13条 委員会の事務の管理及び執行に関する条例、規則及びその他の規程については、半田市長及び常滑市長は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(委員の身分の取扱いに関する条例、規則及びその他の規程)

第14条 常滑市長は、委員会の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に関する条例、規則及びその他の規程を制定又は改廃する場合には、あらかじめ半田市長と協議しなければならない。

2 前項の規定により、条例、規則及びその他の規程を、常滑市が制定又は改廃したときは、半田市長は、当該条例、規則及びその他の規程を公表しなければならない。

(委員の懲戒処分等)

第15条 常滑市長は、委員会の委員の懲戒処分をするとき及びその退職につき承認を与える場合においては、あらかじめ半田市長と協議しなければならない。

(庶務)

第16条 委員会の庶務は、常滑市において行う。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和5年7月1日から施行する。

(会議の経過措置)

2 この規約の施行後及び委員の任期満了後最初に開かれる委員会の会議の招集については、第7条第1項の規定にかかわらず、常滑市長が招集する。

(執務場所の経過措置)

3 この規約の施行の日から令和7年3月31日までの期間（以下「経過措置期間」という。）中の執務場所については、第3条の規定にかかわらず、愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の3常滑市民病院内とする。

(経費負担の経過措置)

4 経過措置期間中の経費の負担については、第8条第2項の規定にかかわらず、常滑市が半田市に納付するものとする。

(歳入歳出予算の経過措置)

- 5 経過措置期間中の歳入歳出予算については、第9条の規定にかかわらず、半田市病院事業会計歳入歳出予算に計上するものとする。

(決算の経過措置)

- 6 経過措置期間中の決算については、第10条の規定にかかわらず、半田市議会の認定に付したときは、当該決算を半田市長が常滑市長に報告するものとする。

(監査の経過措置)

- 7 経過措置期間中の監査については、第11条の規定にかかわらず、半田市長が常滑市長に報告するものとする。